

參考 資料

1 須恵町総合計画のあゆみ

須恵町は、昭和46年3月策定の「第一次須恵町総合計画」から「第五次須恵町総合計画」まで、すべて10年間を単位とし、その時代に即した計画運営を進めてきました。かつては、地方自治法において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について、議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、2011（平成23）年の地方自治法の一部改正により、この策定義務はなくなり、総合計画の策定は、市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。

これを受け、須恵町ではめまぐるしく変化する現代の社会情勢等に迅速に対応すべく、令和2年度より、町長任期（4年間）を軸とした、効率的で効果的な町政運営・地域経営を目指した「第六次須恵町総合計画」を策定しました。計画は、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための基本ビジョン及び政策を明記した「基本構想」と、構想を実行するための各事業を効果的かつ効率的に推進していくため、各年度実施事業を明記した「実施計画」の二層構造としており、行政評価制度と連動した政策管理を実施しています。

2 法令上の位置づけ

総合計画は、将来の中期的な行財政運営の基本的な方針を定めるものとして、また、町民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として位置付けるため、「須恵町総合計画策定条例」に基づき策定します。総合計画における「基本構想」は、策定・変更又は廃止する場合においては、地方自治法改正前と同様、議会の議決を必要とすることとし、「実施計画」は、事業実施と予算が連動していることから議決事項とせず、毎年度議会において審議されるものとします。

3 策定体制

総合計画は、町政全般にわたる行政計画であるため、庁内横断的な検討組織として「次期総合計画策定委員会」及び「次期総合計画検討会議」を設置し、計画内容について検討を行います。策定委員会は、副町長及び課長級職員により構成するものとし、検討会議は、策定委員会の下部機関として位置付け、関係課長補佐レベルの職員により構成するものとします。なお、上記庁内組織で計画した内容については、外部委員により構成される機関として、「須恵町総合計画策定条例」に基づき、須恵町総合計画審議会を設置し、総合計画の内容について議論・検討を行い、町長の諮問に応じて、答申を行うこととします。

ア) 総合計画審議会委員名簿

役 職	構成根拠	氏 名	選出母体・役職
会長	学識経験者	三角 良人	都市計画審議会 会長
副会長	町議会議員	松山 力弥	町議会
委員	町議会議員	稲永 辰己	町議会
委員	町議会議員	世利 孝志	町議会
委員	町議会議員	猪谷 繁幸	町議会
委員	町教育委員	秦 道 隆	教育長職務代理
委員	町農業委員	今泉 國次	農業委員会 会長
委員	公的団体役員	荻 雅 晴	商工会会長
委員	公的団体役員	前田 健一	西日本シティ銀行 須恵支店長
委員	住民代表	竹川 章二	区長会
委員	住民代表	小嶋 隆年	区長会
委員	学識経験者	田 子 巧	校区コミュニティ 会長
委員	町 職 員	稲永 修司	副町長
委員	町 職 員	吉川 聡士	担当課長

イ) 総合計画審議会策定経過

1 総合計画審議会

回	日時	内容
第1回	令和4年9月29日(木)	1) 辞令交付 2) 副会長選出 3) 策定方針 説明 須恵町第七次総合計画(仮称)(案)について 4) 須恵町第六次総合計画の進捗状況について 5) その他
第2回	令和4年10月21日(金)	1) 説明事項 ア) 次期総合計画(案)の基本構成について イ) 次期総合計画「序論編」について ウ) 町民アンケート結果について 2) 議案1 次期総合計画 基本理念について 議案2 次期総合計画 将来像について 議案3 次期総合計画 人口推計について
第3回	令和4年11月24日(木)	1) 議案1 行政政策の方向性に関する審議について (町長部局分)
第4回	令和5年1月11日(水)	1) 議案1 行政政策の方向性に関する審議について (教育委員会部局分)
第5回	令和5年2月2日(木)	1) 次期須恵町総合計画 答申(案)について

2 須恵町次期総合計画(案)策定委員会

回	日時	内容
第1回	令和4年7月5日(火)	1) 次期総合計画(案)策定計画について(報告) 2) 次期総合計画(案)概要(議事)
第2回	令和4年8月25日(木)	1) 人口推計に係る各課運用の取りまとめについて(報告) 2) 第六次須恵町総合計画の進捗状況報告について
第3回	令和4年10月6日(木)	1) 第六次須恵町総合計画 政策分析シート完成について 2) 須恵町総合計画審議会の審議結果について(報告) 3) 須恵町次期(第七次)総合計画(案)政策策定依頼
第4回	令和4年11月15日(火)	1) 須恵町総合計画審議会の審議結果について(報告) 2) 須恵町次期総合計画 政策一覧の審議について
第5回	令和4年12月8日(木)	1) 須恵町総合計画審議会の審議結果について(報告) 2) 須恵町次期総合計画 政策一覧の審議について

4 第七次須恵町総合計画 諮問書及び答申書

ア) 総合計画諮問書

4 須ま発第 0916-025 号

令和 4 年 9 月 29 日

須恵町総合計画審議会

会長 三角 良人 殿

須恵町長 平松 秀一

次期須恵町総合計画について（諮問）

須恵町総合計画策定条例（令和元年 6 月 7 日条例第 17 号）第 3 条第 2 項の規定により、下記事項について諮問いたします。

記

次期須恵町総合計画案について

イ) 総合計画答申書

令和 5 年 2 月 2 日

須恵町長 平松 秀一 殿

須恵町総合計画審議会
会長 三角 良人

次期須恵町総合計画について（答申）

令和 4 年 9 月 29 日付 4 須ま発第 0916-025 号をもって諮問された次期須恵町総合計画について、本審議会において慎重かつ十分な審議をした結果、概ねその内容を妥当なものとしたので、ここに答申いたします。

将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、町民や事業者、行政など、多様な主体が一体となって、当計画に基づく諸政策を的確に推進することを求めます。また、下記事項について十分考慮されるよう要望します。

記

- 1 住民に対して、まちづくりの基本理念である「須恵町民憲章」を広く住民に周知し、住民と行政との共通認識を行い、誰もが住んでよかったと思える須恵町の実現に努められたい。
- 2 本計画に基づく施策や事業については、新しい生活様式等の社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応しながら、柔軟な事業展開に努めるとともに、持続可能なまちづくりの推進に努められたい。
- 3 政策や事業の実施における進行・内容管理並びに評価・改善を継続し、本計画の推進に努められたい。

5 須恵町総合計画策定条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画は、本町の将来像及び目標を定める指針とし、「基本構想」「実施計画」の二層構造とする。
- (2) 基本構想は、長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための基本ビジョンとそれを達成するための分野別政策を明記したものとする。
- (3) 実施計画は、分野別政策を実行するための具体的な事業計画とし、進捗状況の積み上げにより政策管理ができるものとする。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、本町における総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

- 2 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第4条第1項に規定する須恵町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。
- 3 町長は、総合計画中、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の軽微な変更については、その限りではない。
- 4 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(審議会)

第4条 総合計画に関する事項について審議するため、審議会を置く。

- 2 審議会は、町長が委嘱する委員14人をもって組織する。委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員 4人
- (2) 町教育委員会の委員 1人
- (3) 町農業委員会の委員 1人
- (4) 町内の公共的団体の役員又は職員 2人
- (5) 町の職員 2人
- (6) 住民代表 2人
- (7) 学識経験を有する者 2人

- 3 委員の任期は、第3条2項に規定する諮問にかかる事務が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 審議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。
- 7 審議会の会議は、会長が招集するものとし、会議は、委員の半数以上が出席しなければならないことができない。
- 8 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 9 審議会の庶務は、まちづくり課において処理する。
- 10 前9項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(総合計画に即した町政の運営)

第5条 町長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な町政の運営を図らなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(須恵町総合計画審議会条例の廃止)

2 須恵町総合計画審議会条例(昭和45年須恵町条例第8号)は、廃止する。